

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する
明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------------	------------------	-----	-----

別表六の二(五)付表 平二十七・四・一以後終了連結事業年度分

各連結法人における特別試験研究費の額 (11の計)	1	円	(4)のうち税額控除割合が30%である 試験研究に係る当期税額控除額 ((4)と別表六の二(五)「5」のうち少ない金額)	5	円
各連結法人の特別試験 研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	2		税額控除割合が30%である試験研究 に係る当期控除額の個別帰属額 $(5) \times \frac{(12)}{(3)}$	6	
各連結法人の税額控除割合が30%である試験 研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(12)の合計)	3		同上以外の試験研究に係る 当期控除額の個別帰属額 $((4) - (5)) \times \frac{(1) - (12)}{(2) - (3)}$	7	
当 期 税 額 控 除 額 (別表六の二(五)「12」)	4		特別試験研究費に係る当期 控除額の個別帰属額 $(6) + (7)$	8	

特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細

措法第68条の9第 3項各号の該当号	特 別 試 験 研 究 の 内 容	特 別 試 験 研 究 費 の 額
9	10	11
第1号・第2号		円
第1号・第2号		
第1号・第2号		
第1号・第2号		
第1号・第2号		
計		
同上のうち(9)が第1号である特別試験研究に係る特別試験研究費の額	12	

別表六の二（五） 附表の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第3項（特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。